



公告 第572号

令和5年1月10日

川崎汽船健康保険組合
理事長 小樽 慎吾



令和5年度における標準報酬月額上限額の公告

このたび、任意継続被保険者の令和5年度標準報酬月額の上限額について、健康保険法第47条の規定により 530,000円(31等級)と決定しましたので公告します。

記

令和5年3月までの上限限度額	500,000円(30等級)
令和5年4月からの上限限度額	530,000円(31等級)

以上